

古 水 第 5 号
令和5年1月26日

古河市上下水道事業審議会
会長 飯 田 明 様

古河市長 針 谷 力



諮問書

古河市上下水道事業運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 古河市の適正な水道料金の水準について

(諮問趣旨)

本市の水道事業は、浄水場や水道管等の維持管理を日常的、継続的に実施してきたことに加え、施設の更新や耐震化事業を計画的に実施しているところです。

こうした中、高度成長期に整備された大量の水道施設の老朽化が顕在化しており、更新の必要性はますます増大する見込みとなっております。

また、安定した水利権を取得するために思川開発事業に参画しておりますが、南摩ダム完成後の令和7年度には水源開発負担金が発生することから、厳しい経営環境が見込まれるところです。

一方、水道料金については、平成22年度に現在の料金体系に改定し、消費税の増税を除き今日まで据え置いております。

今後、人口減少の中、大きな収益が見込めないことから、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう、本市の適正な水道料金の水準について、貴審議会の意見を求めたくここに諮問いたします。